

議案第 37 号

石岡市保健センター条例の一部を改正する条例を制定すること
について

石岡市保健センター条例の一部を改正する条例を制定することについて、
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に
より議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 27 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

健康増進事業実施要領の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

石岡市保健センター条例の一部を改正する条例

石岡市保健センター条例（平成17年石岡市条例第120号）の一部を次のように改正する。

第4条中第7号を削り、同条第8号を第7号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。